

柏原市下水道施設包括的管理業務

モニタリング基本計画

令和 4 年 1 2 月

柏原市 上下水道部 下水工務課

このモニタリング基本計画は、柏原市上下水道部下水工務課（以下「本市」という。）が実施する柏原市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）の履行状況を確認するために実施するモニタリングの基本的事項を取りまとめたものであり、事業者は、本モニタリング基本計画に基づいてモニタリングを適正に実施しなければならない。そのため、モニタリング基本計画は本プロポーザルに係る以下の書類と一体となすもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）とし、プロポーザルの参加者に配布するものである。

- ① 柏原市下水道施設包括的管理業務プロポーザル実施要領
- ② 柏原市下水道施設包括的管理業務要求水準書
- ③ 柏原市下水道施設包括的管理業務審査要領
- ④ 柏原市下水道施設包括的管理業務様式集
- ⑤ 柏原市下水道施設包括的管理業務契約書（案）
- ⑥ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

第1章 総論	1
1 モニタリング基本計画の目的と位置付け	1
2 モニタリング実施計画	1
3 モニタリングの体制	1
4 モニタリングの対象業務	2
5 モニタリングの費用負担	2
6 モニタリング実施計画書の変更	2
7 モニタリング結果の公表	3
第2章 モニタリングの実施方法	3
1 モニタリングの基本的な考え方	3
2 モニタリング方法	3
3 本業務の履行状況、要求水準等の達成状況等が芳しくないときの措置	5

用語の定義

用語	定義
本業務	: 柏原市下水道施設包括的管理業務をいう。
本市	: 柏原市をいう。
事業者	: 本市と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。

第1章 総論

1 モニタリング基本計画の目的と位置付け

本モニタリング基本計画は、事業者が行うセルフモニタリングにおいて、実施方法の他、本業務の要求水準等の達成状況等を確認するための基本的な事項を示したものであり、事業者は、本モニタリング基本計画に基づき、モニタリング実施計画を策定し、セルフモニタリングを行う。また、本モニタリング基本計画には、本市が事業者のセルフモニタリング結果を検証するために行うモニタリングについての基本事項を合わせて示している。

2 モニタリング実施計画

事業者は、モニタリング基本計画に基づき、本市と協議を行い、事業者が実施するセルフモニタリングのモニタリング実施計画を策定する。なお、モニタリング実施計画書で定める事項は以下のとおりとする。

- ①モニタリングを行う体制
- ②モニタリングの対象業務
- ③モニタリングの方法
- ④モニタリングを行う時期
- ⑤モニタリングの内容
- ⑥モニタリングの様式
- ⑦セルフモニタリングの様式

3 モニタリングの体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングと本市によるモニタリングにおいて、本業務の履行状況や要求水準等の達成状況を確認する。

(1) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本業務の履行状況が要求水準等を達成しているかを確認するため、自ら策定したモニタリング実施計画書に基づいてセルフモニタリングを行う。

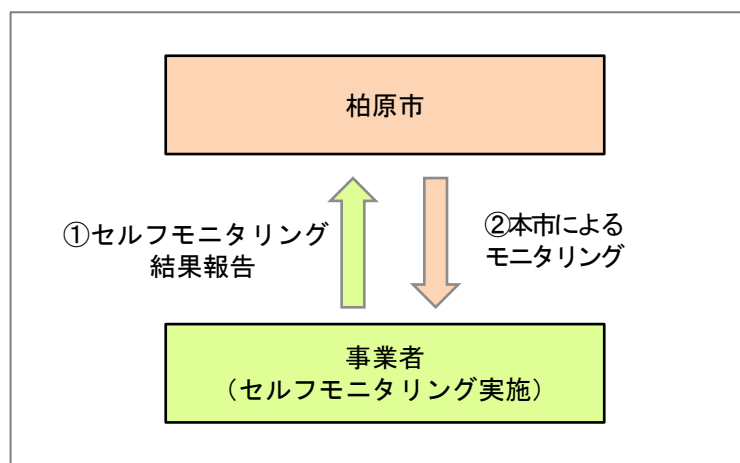
(2) 本市によるモニタリング

本市は、事業者のセルフモニタリングの結果及び本要求水準書【別紙5】提出書類等で提出された全体業務計画書等をもとに本業務の履行状況についてモニタリングを行う。なお、本市が必要と判断した場合は、現場確認を行うものとし、事業者はこれに応じなければならない。

(3) 会議体による確認及び改善事項等

事業者と本市は、会議体を持ち、双方のモニタリング結果から、課題や改善事項等を確認する。課題や改善事項が認められた場合、本市は、事業者に指示し、事業者は、これらの改善等を図るものとする。

モニタリング体制



4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下のとおりとする。

(1) 管理保全業務

1) 計画的業務

- ① 巡視・点検業務
- ② 調査業務
- ③ 清掃業務

2) 住民対応等業務

- ① 要望対応業務
- ② 事故対応業務 (清掃、修繕)

(2) その他業務

1) 災害予防業務

- ① 警戒巡視

5 モニタリングの費用負担

事業者が行うセルフモニタリングに要する費用は、事業者の負担とし、本市が行うモニタリングに要する費用は、本市が負担する。なお、会議体に要する費用については、事業者と本市は協議により応分の負担を決定する。

6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由が生じた場合、変更するものとする。

- ① 契約内容が変更された場合
- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

7 モニタリング結果の公表

本市のモニタリング結果については、必要に応じて本市ホームページにおいて公表する場合があります。事業者は、本市の公表に協力するものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

1 モニタリングの基本的な考え方

事業者は、第1章4モニタリングの全対象業務を総合的に検証できるようにモニタリングを行う。なお、モニタリングに当たっての手順等を以下に示す。

- ① 事業者は、各個別業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、本市へ提出する。
- ② 事業者は、全体業務計画書その他各種提出書類を基準に、業務を適正に実施しているか、維持管理状況が要求水準を満たしているかを確認し、①のセルフモニタリング様式に記入する。
- ③ ②で作成したセルフモニタリング様式を取りまとめ、セルフモニタリング報告書として本市に提出する。
- ④ 本市は、全体業務計画書その他各種提出書類を基準に、セルフモニタリング報告書を確認し、要求水準等の達成状況を把握する。
- ⑤ ④の結果、本市が必要と認めた場合、事業者と現場確認を行う。
- ⑥ 事業者と本市は、会議体において、双方のモニタリング結果を確認するとともに、本業務の課題及び改善点等の洗い出しを行う。
- ⑦ ⑥の結果、本業務の履行状況、要求水準の達成状況等が芳しくなかったとき、本市は事業者に対し是正を求める。

2 モニタリング方法

モニタリング方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

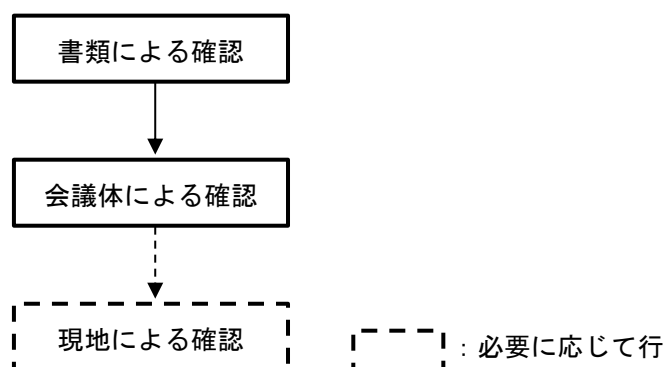


図2 モニタリング方法

(1)書類による確認

事業者は、本市が本業務の履行状況を確認するため、モニタリングに必要となる以下の書類を提出しなければならない。

提出書類

提出書類	概要	頻度
全体業務計画書	本業務全体における基本的事項やスケジュール等を把握できる業務計画書	1回/2年
年間業務計画書	当該年度の各個別業務の実施内容、スケジュール等を把握できる業務計画書	1回/年
月間業務計画書	年間業務計画書の内容に準じ、当該月の計画を日単位で把握できる業務計画書	毎月
モニタリング実施計画書 (様式含む)	事業者のセルフモニタリングの基本的な事項（実施方法の他、本業務の要求水準等の達成状況の確認方法など）を示した実施計画書（全体業務計画書の一部）	1回/2年
セルフモニタリング報告書	セルフモニタリングの確認内容、評価結果等を記載した報告書（実施月の月間業務報告書に添付）	1回/3か月
年間業務報告書	当該年度における各個別業務の業務報告書	1回/年
月間業務報告書	当該月の各個別業務の実施結果や要求水準に対する履行状況等をまとめた業務報告書	毎月

(2)会議体による確認

事業者は本市と会議体を以下のとおり設置する。事業者と本市はこれらの会議体の開催を通じて、業務の履行状況、要求水準の達成状況、課題及びその改善点等を確認し、対応方針について協議を行う。なお、必要に応じて臨時のモニタリング会議を開催することができる。また、本市がモニタリングを行う際、別途業務の履行状況等の説明を必要とした場合、事業者は協力するものとする。

会議体

会議体名	概要	頻度
年度業務報告会	業務の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議	1回/年
モニタリング会議	事業者と本市がそれぞれ行ったモニタリング結果を報告し、本業務の履行状況、要求水準の達成状況を確認、課題や改善点等について協議を行う会議	1回/3か月

(3) 現地による確認

モニタリング（書類の確認及び会議体の開催等）の結果、本市が必要と判断した場合、又は事業者が現地確認を要請した場合、本市は現地確認を行うものとする。その場合、事業者は本市の現場確認に協力するものとする。

3 本業務の履行状況、要求水準等の達成状況等が芳しくないときの措置

本市は、モニタリングの結果、本業務の履行状況、要求水準の達成状況が芳しくないと確認したときは、事業者に対して書面による是正を求め、是正が認められない場合は、事業者に対して減額又は契約の解除の措置を行うことができる。事業者に対する本市の措置及び措置内容等は以下のとおりとする。

①注意：遅延、要求水準未達等の恐れがあるとき

措置内容：口頭注意

： 厳重注意（対策後も是正が見込まれない場合）

②是正指導：遅延、要求水準未達等が3か月となったとき

措置内容：文書による是正計画書の提出指示

： 事業者から是正対策と是正期限を定めた是正計画書の受取

： 事業者の完了通知後、随時モニタリングで確認

③是正勧告：②是正指導の是正が認められないとき、一部要求水準未達等のとき

措置内容：文書による是正勧告

： 事業者から是正対策と是正期限を定めた是正計画書の受取

： 事業者の完了通知後、随時モニタリングで確認

： 必要に応じて随時モニタリング結果の公表

④警告：③是正勧告の是正が認められないとき、一部要求水準未達等のとき

措置内容：文書による警告

： 事業者から是正対策と是正期限を定めた是正計画書の受取

： 事業者の完了通知後、随時モニタリングで確認

： 必要に応じて随時モニタリング結果の公表

⑤契約解除等：④警告の是正が認められないとき、全部要求水準未達等のとき

措置内容：契約内容に合わせて契約金額の減額又は契約解除

： 必要に応じて契約解除等の措置を公表